



# 10月から国の幼児教育・保育の無償化が始まります！

肝付町では、平成29年4月からすでに3歳以上児の幼児教育・保育の無償化として、幼稚園の利用料、保育園・認定こども園等を利用する3歳以上児の保育料を無償にしてきました。

10月からは国の制度が開始され、さらに対象事業も範囲も拡充されます。

## ★幼児教育・保育の無償化の内容は？

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたち、  
また0歳から2歳までの子どもたちのうち、住民税非課税世帯を対象に保育料を無償化  
するものです。なお、子どもの数に応じた保育料の減免制度は引き続き行います。



## ★無償化になる費用とならない費用は？

今年10月から教育・保育に係る利用料（保育料）は無償化され、これまで保護者の皆さんが施設に払っていた実質負担分（行事費・文具費などや延長保育料等）は引き続き保護者にご負担いただくこととなります。

〈給食費については、保育所・認定こども園（保育認定）を利用する0～2歳児の子どもは徴収しません。〉

保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもの給食費のうち、副食費については、年収360万円未満相当の世帯やひとり親世帯の子ども、また所得に関係なく、第3子以降（条件があります）は負担が軽減されます。

負担軽減の対象世帯には、利用している施設を通じて町よりお知らせします。

## ★肝付町の副食費に対する補助制度について

肝付町では、【子育てしやすいまち】を目指し、平成29年4月からすでに、3歳以上児の教育・保育の無償化を町単独で実施してきました。

そのため、保護者の所得状況にかかわらず無償で利用が可能でした。今回の国の無償化制度の導入により、これまで保育料に含まれていた給食費の副食の費用が、保護者の実費負担となることに変更されます。そこで、肝付町では、これによって実質増加となる保護者の負担を軽減し、また教育利用者・保育利用者が同じ条件で利用が可能になるよう、3歳以上児の副食費を助成します。

対象となる方には、改めて施設を通じてお知らせいたします。

ただし、補助の上限は国の公定価格の基準に従い、月額4,500円となりますので、施設が上限を超える副食費を設定する場合は、保護者負担が発生する可能性があります。



お問い合わせ先：福祉課 児童家庭係 ☎ 0994(65)8413